

# 第7章 防災指針

---

## 1. 防災指針とは

近年、全国各地で土砂災害や洪水等による自然災害が多発していますが、今後も気候変動の影響により、こうした災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

このような自然災害に対応するため、令和2（2020）年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることになりました。

本市では、様々な災害のうち、土砂災害や一定の洪水被害が見込まれる地域、大規模盛土造成地等は居住誘導区域に含めないこととしていますが、その他にも、津波や高潮などによるハザードエリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されているところも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることが想定されます。

このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められています。

そこで、立地適正化計画において、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、居住誘導区域における災害リスクに関して防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組みを位置づけることとします。

## 2. 防災指針検討の考え方

防災指針は、本市におけるハザード情報と都市情報を重ね合わせることで防災上の課題を抽出し、課題に基づいた「防災まちづくり方針」を設定の上で、具体的な取組み、スケジュール、目標値等を策定するものです。

このため、防災指針の検討に当たっては、

- ①立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し
- ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組み方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

を行うことが必要とされています。（立地適正化計画の手引きより抜粋整理）

本市では、上記①と②については、居住誘導区域の設定にあたり検討していることから、③の居住誘導区域における災害リスク分析と課題整理、対策の検討を行うとともに、必要に応じて居住誘導区域外における取組みについても防災指針に位置づけることとします。

### 3. 災害リスク分析

本市の居住誘導区域内において想定される災害リスクについて、ハザード情報と都市の情報を重ね合わせることで災害リスクを分析しました。

居住誘導区域内に存する災害リスクとしては、洪水の他、高潮、津波、ため池等があげられます。

表 ハザード情報

災害種別	ハザード情報
洪水	浸水深（想定最大）
高潮	浸水深（想定最大）、浸水継続時間
津波	浸水深（想定最大）
ため池	防災重点ため池

表 都市の情報

項目	ハザード情報
人口	高齢者分布
都市情報	建物階数、避難所、要配慮者利用施設、災害時危険箇所、居住誘導区域

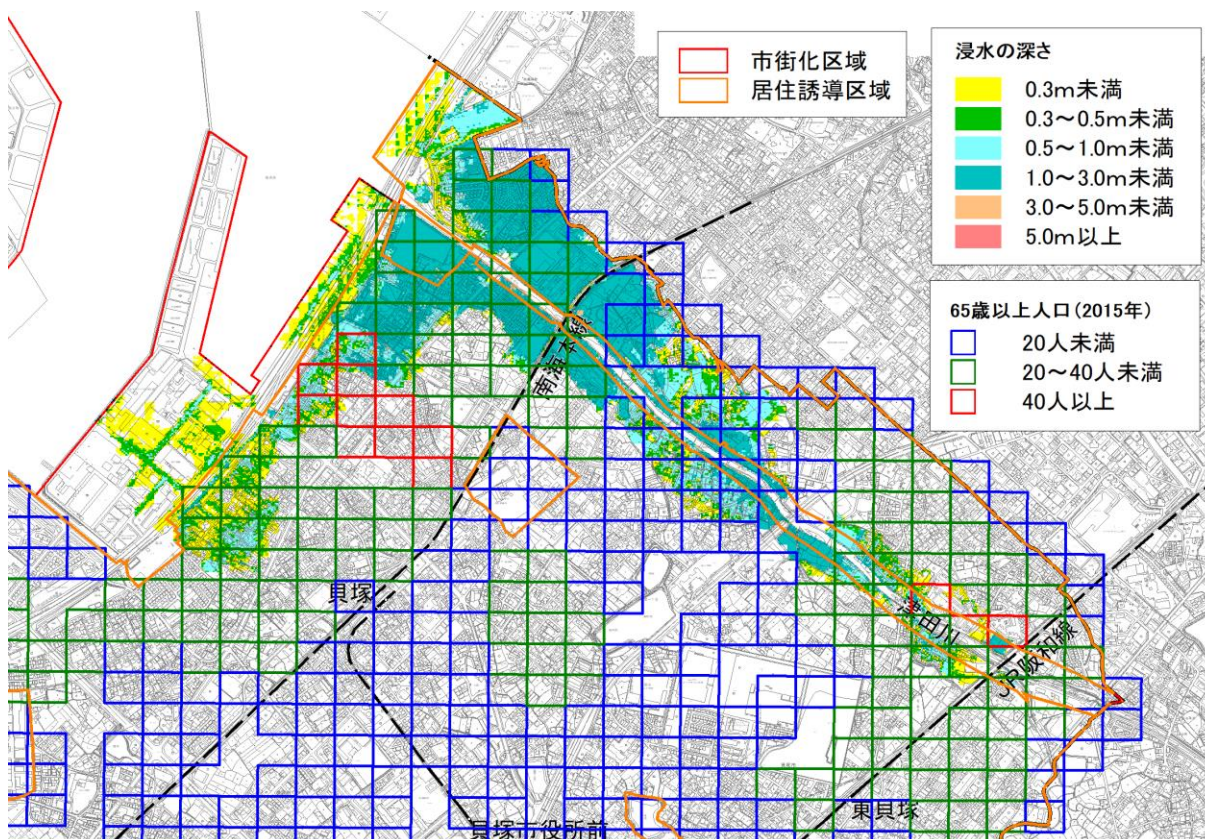
※建物階数は、大阪府都市計画基礎調査より

※避難所、要配慮者利用施設、津波避難ビルは、貝塚市地域防災計画に位置づけられた施設。避難時危険箇所（地下道）はハザードマップより

#### 1) 洪水

##### ■洪水浸水想定（想定最大規模（津田川））×高齢者人口（平成 27（2015）年）

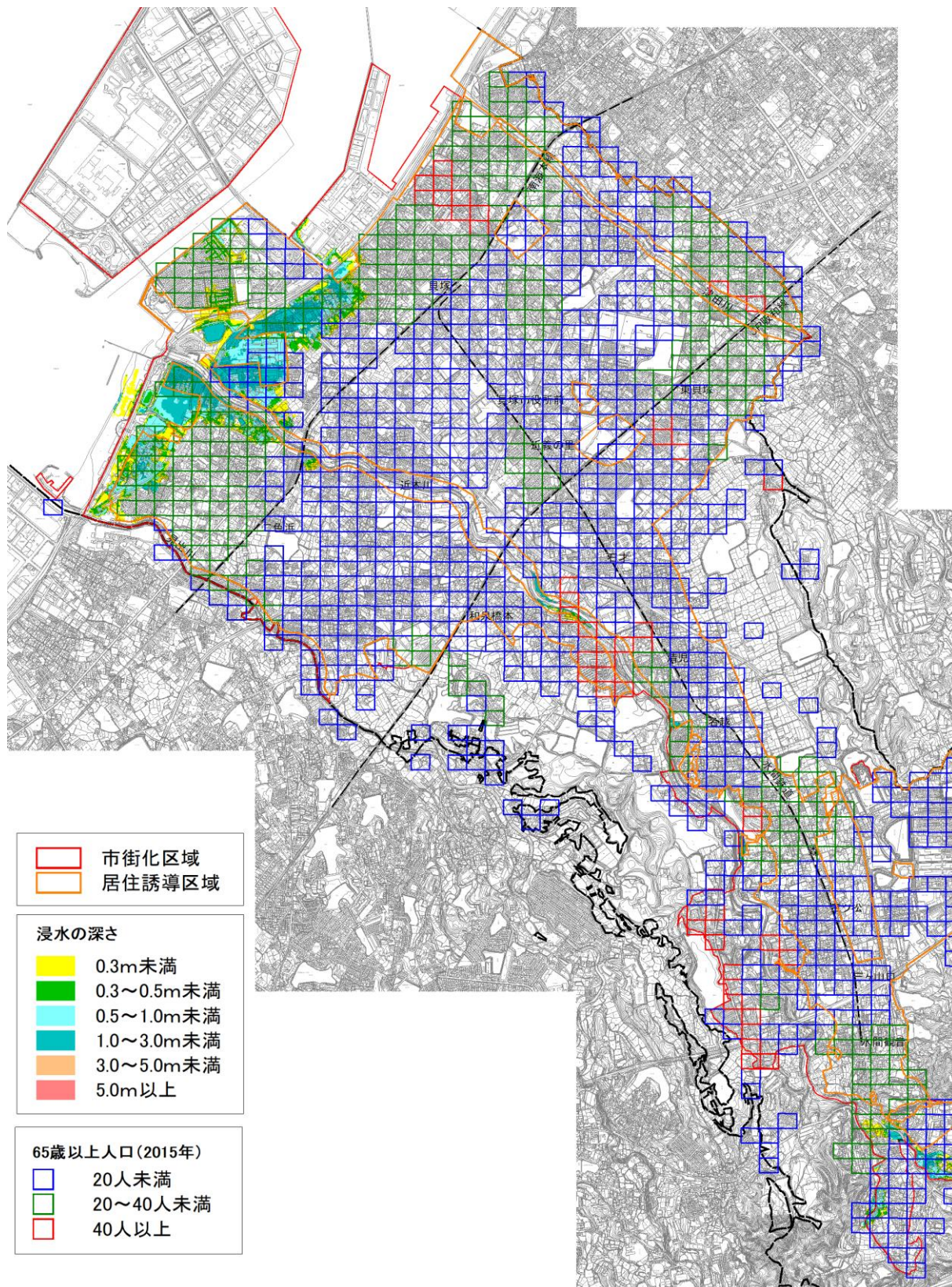
- 建物の1階が水没するとされる浸水深 3.0m以上の区域はほぼみられません。床上浸水の目安とされる浸水深 0.5m以上の区域が津田川下流部に広範囲に存在しています。





■洪水浸水想定（想定最大規模（近木川））×高齢者人口（平成 27（2015）年）

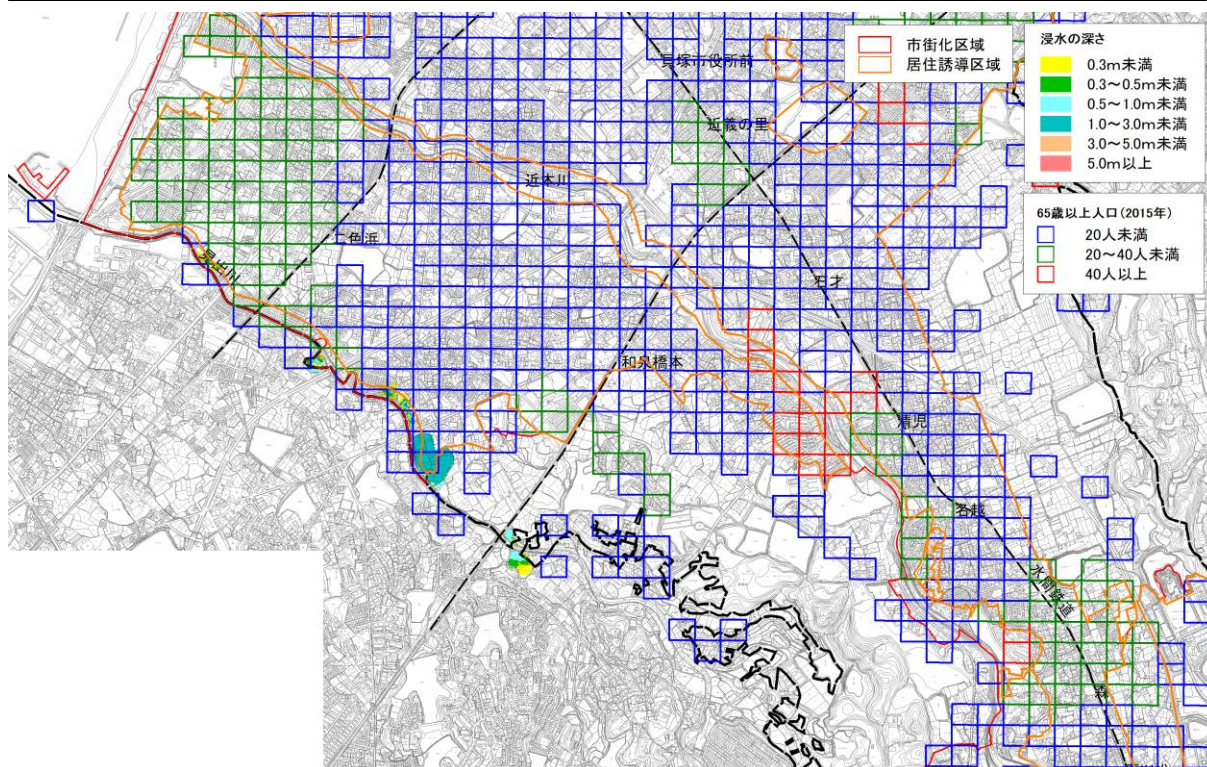
- 建物の1階が水没するとされる浸水深 3.0m以上の区域はほぼみられません、床上浸水の目安とされる浸水深 0.5m以上の区域が近木川下流部に広範囲に存在しています。





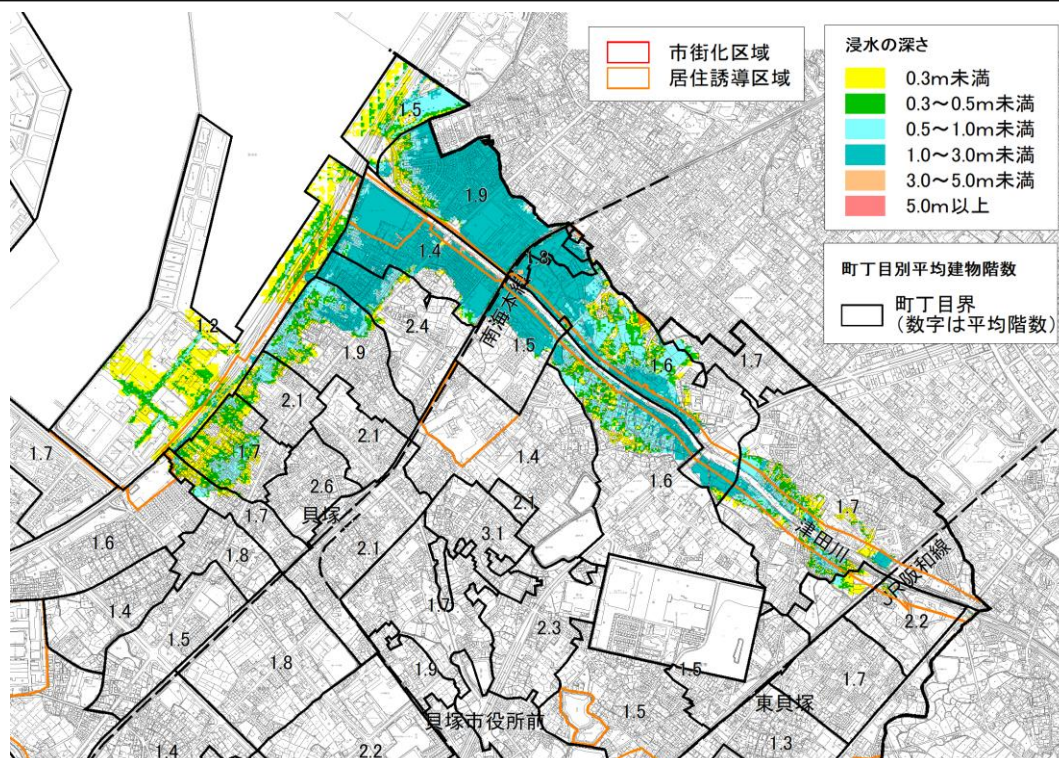
■洪水浸水想定（想定最大規模（見出川））×高齢者人口（平成 27（2015）年）

- 見出川の浸水域は、ごく一部にみられる程度です。



■洪水浸水想定（想定最大規模（津田川））×地区別平均建物階数

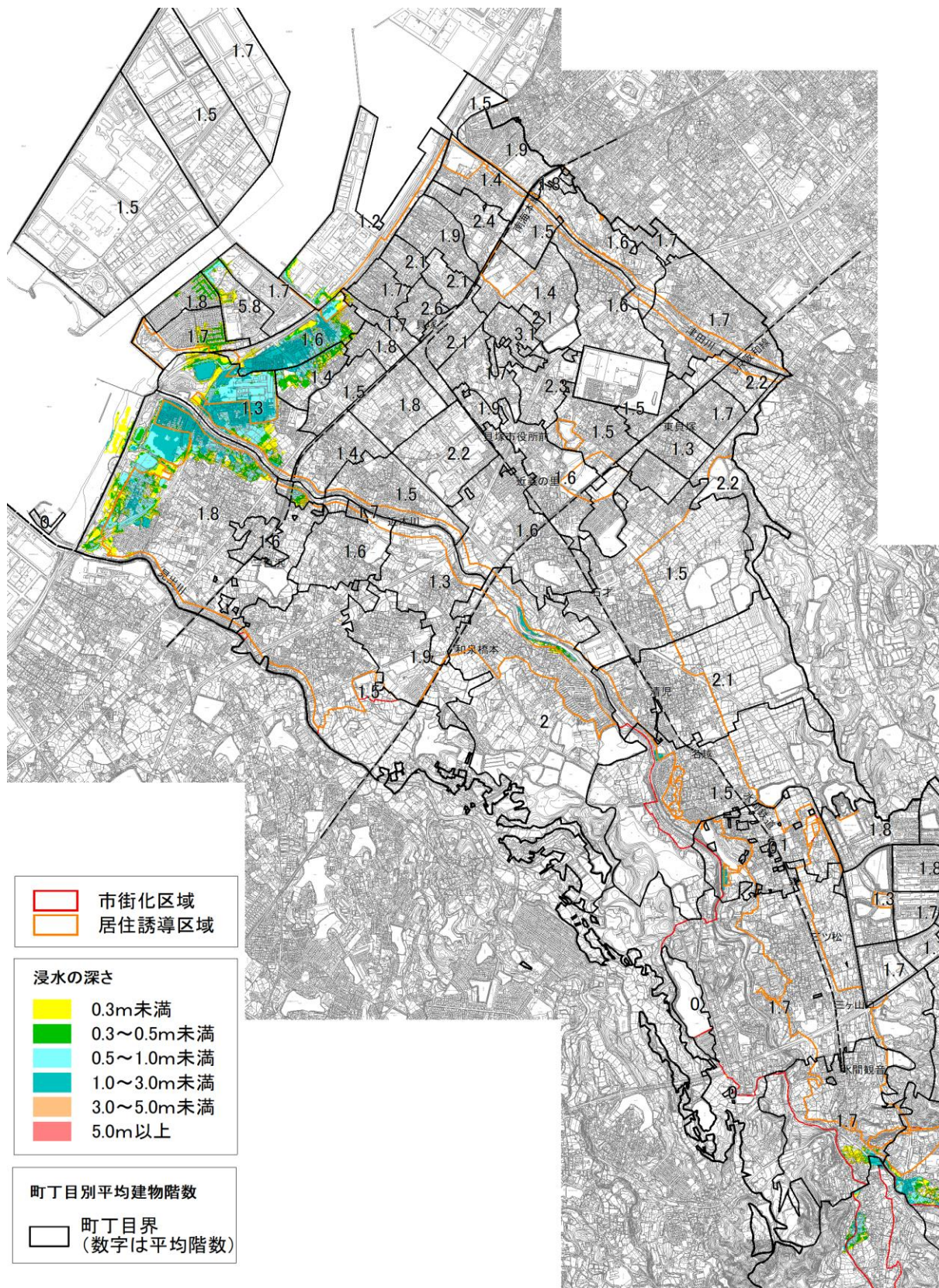
- 建物の1階が水没するとされる浸水深3.0m以上の区域はほぼみられません。1階の軒下まで浸水する目安とされる浸水深1.0~3.0m以上の区域が、津田川下流付近にみられます。これらの地域の建物の平均階数は多くの地区で2階未満となっています。





■洪水浸水想定（想定最大規模（近木川））×地区別平均建物階数

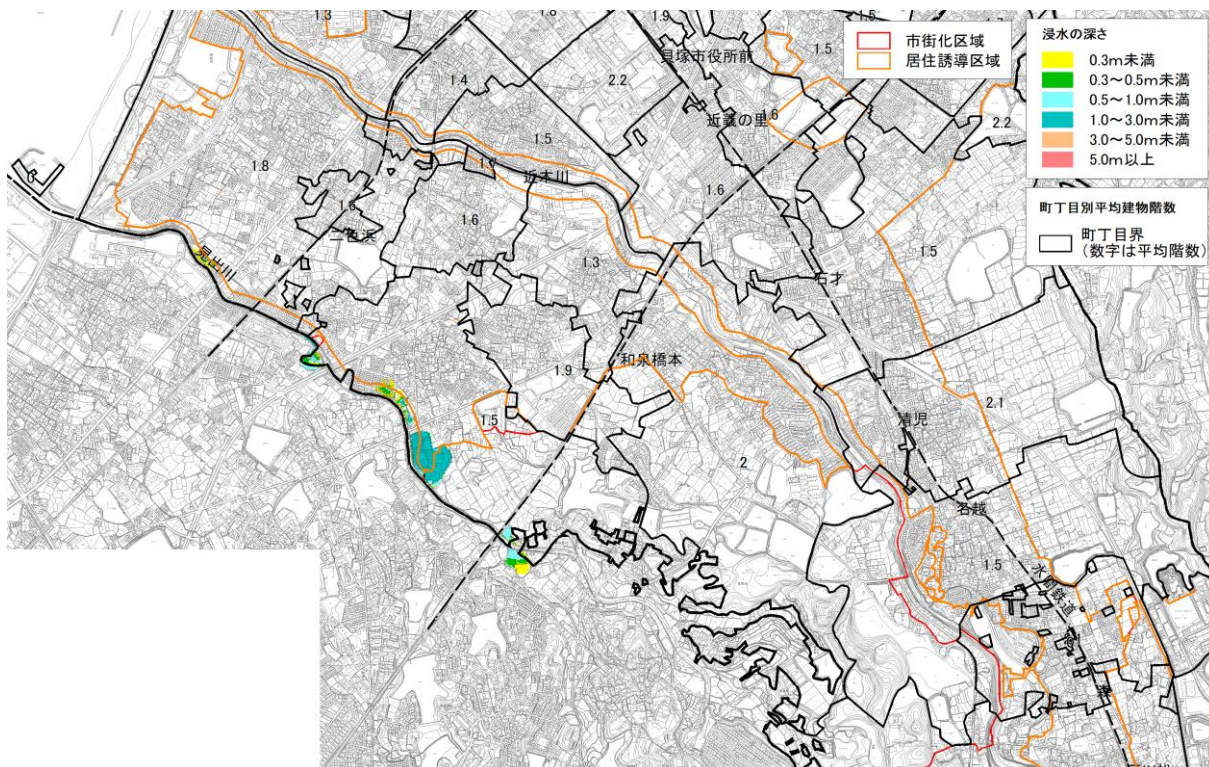
- 建物の1階が水没するとされる浸水深3.0m以上の区域はほぼみられません。1階の軒下まで浸水する目安とされる浸水深1.0~3.0m以上の区域が、近木川下流付近にみられます。これらの地域の建物の平均階数は多くの地区で2階未満となっています。





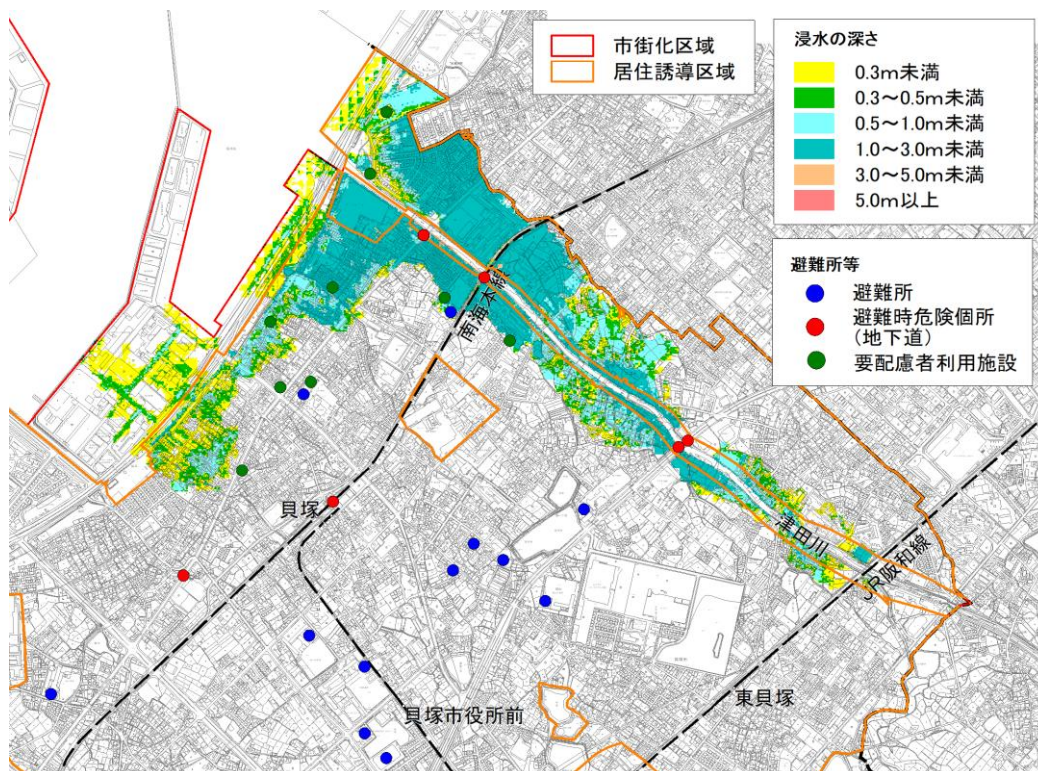
■洪水浸水想定（想定最大規模（見出川））×地区別平均建物階数

- 見出川の浸水域は、ごく一部にみられる程度です。



■洪水浸水想定（想定最大規模（津田川））×避難所等

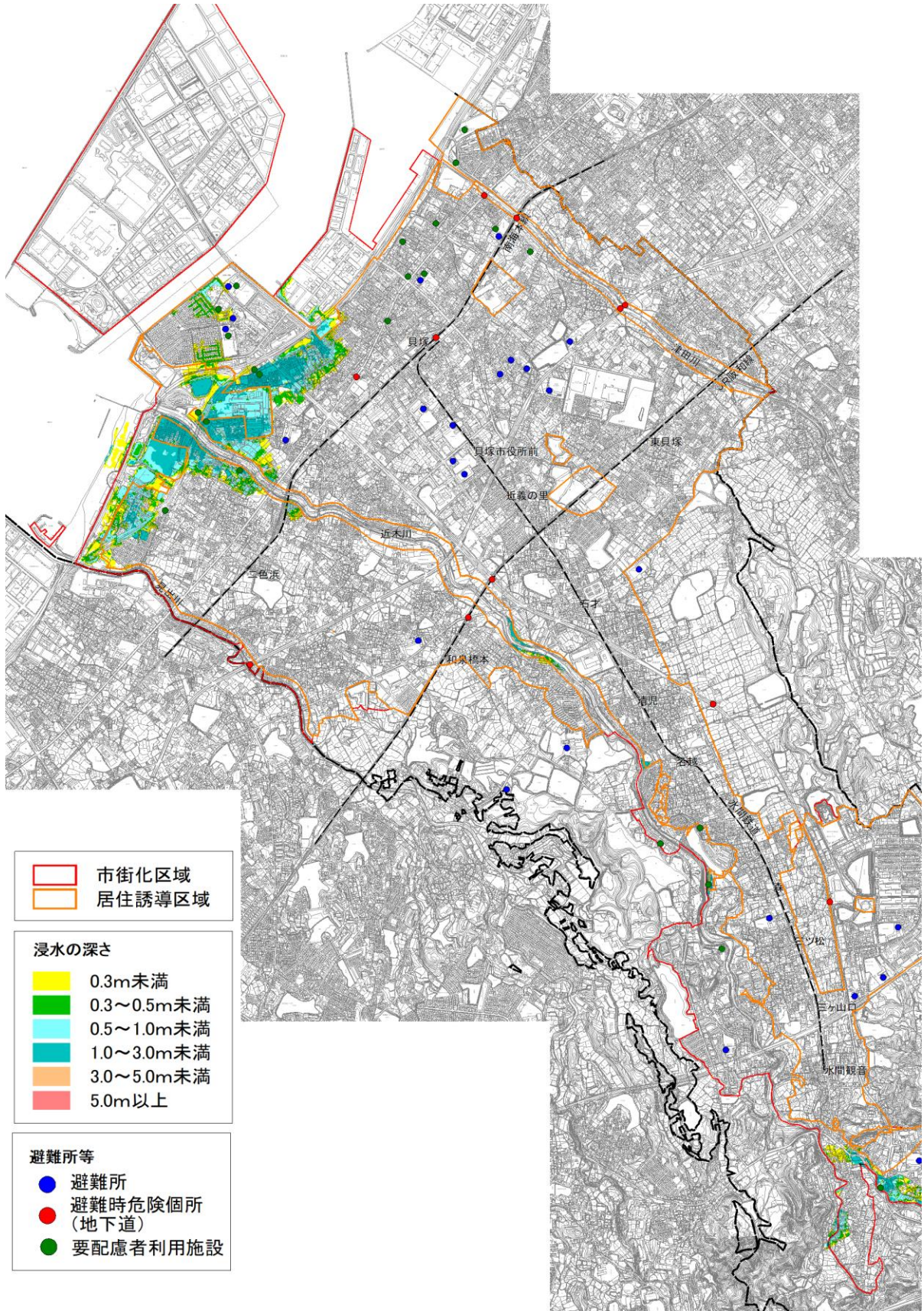
- 津田川下流部には、浸水深が1.0~3.0m以上の区域が広範囲に存在していますが、右岸側の地域には避難所となる市の施設がないため、岸和田高校を避難所として指定しています。
- 府道堺阪南線と南海本線をくぐる経路は災害時危険箇所（地下道）となっています。





■洪水浸水想定（想定最大規模（近木川））×避難所等

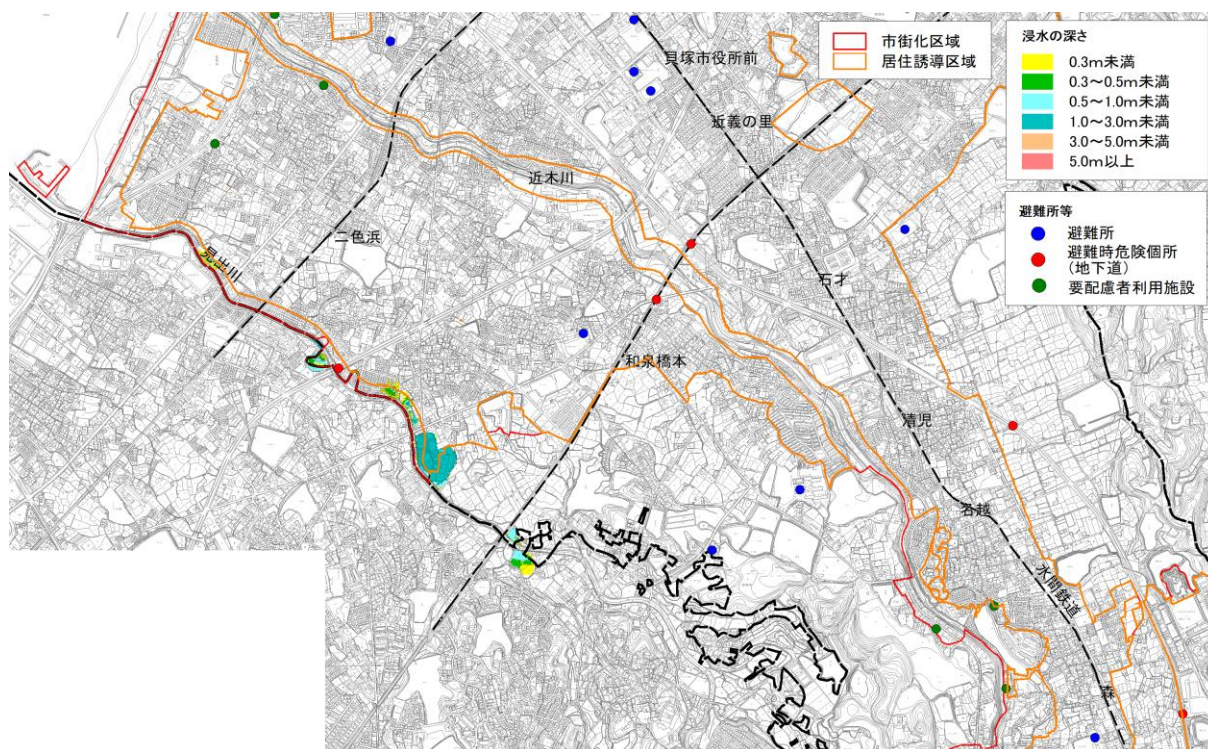
- 近木川下流部には、浸水深が 1.0～3.0m以上の区域が広範囲に存在しており、浸水エリア内に要配慮者利用施設も立地しています。





■洪水浸水想定（想定最大規模（見出川））×避難所等

- 見出川の浸水域は、ごく一部にみられる程度で、浸水エリア内に避難所等は立地していません。



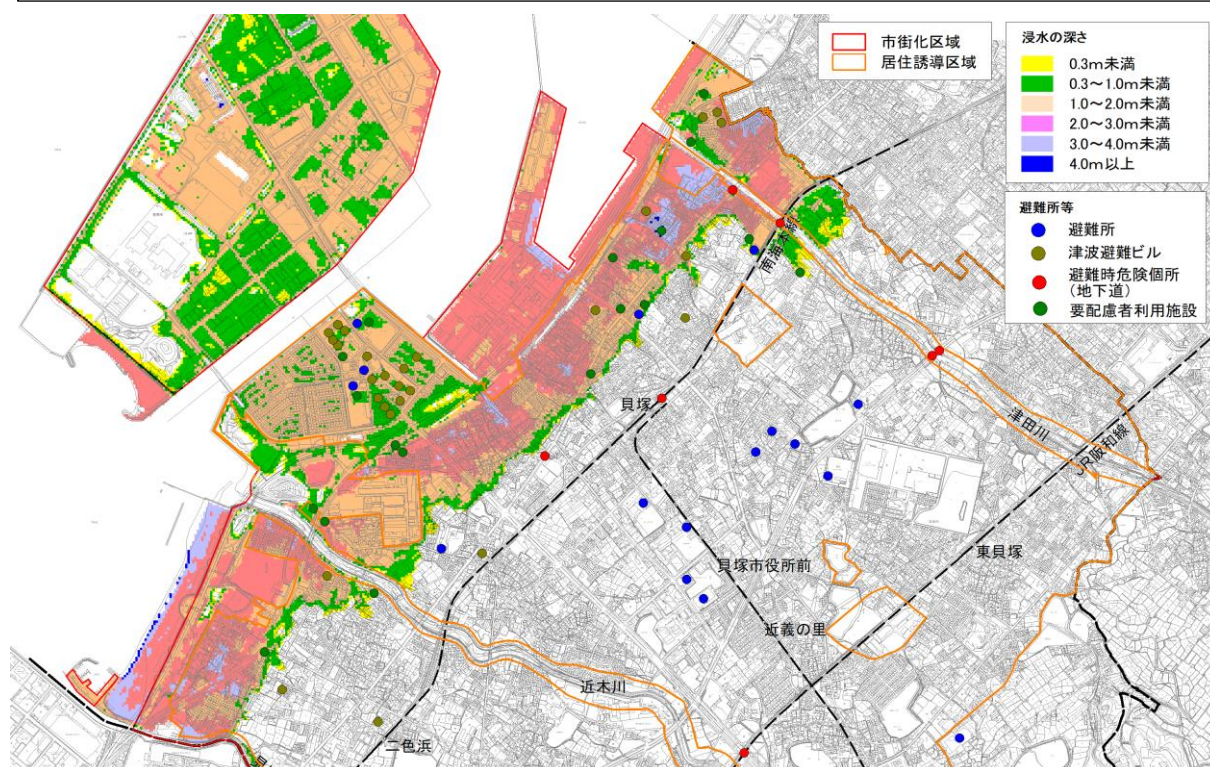






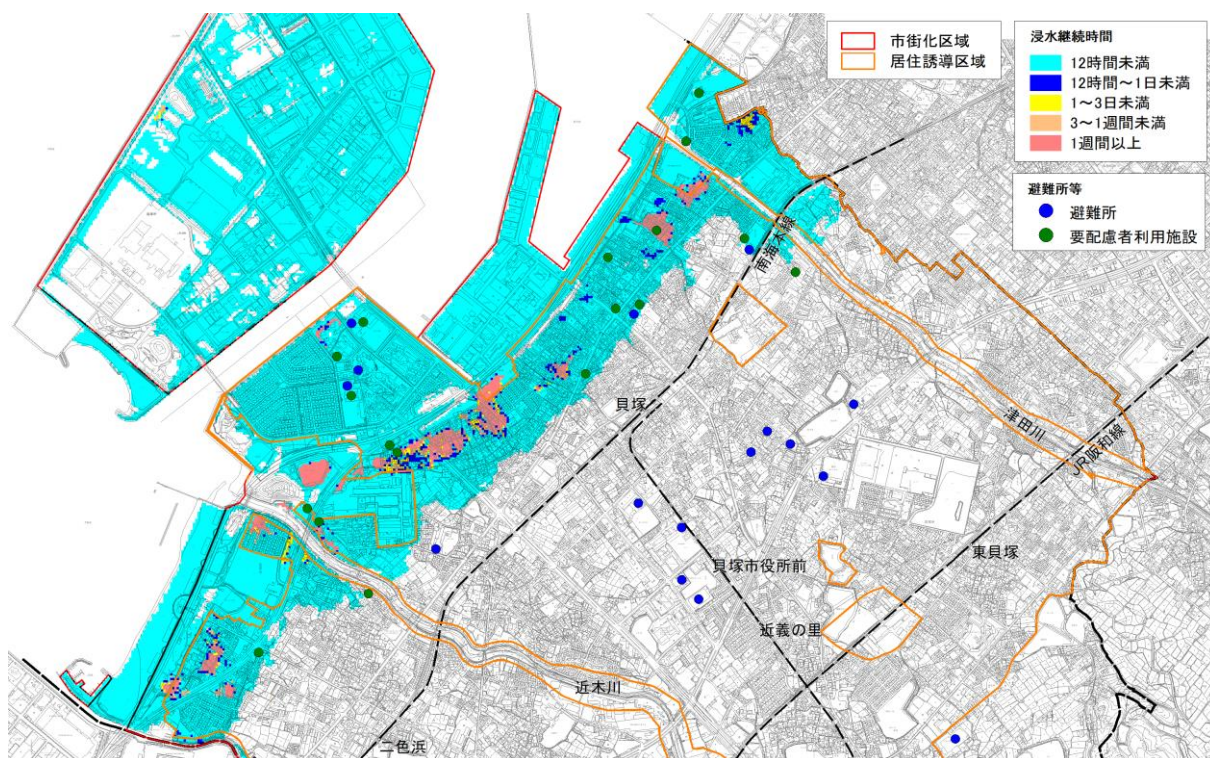
### ■ 高潮浸水想定×避難所等

- 高潮による浸水エリア内には、要配慮者利用施設が多数立地しています。
- 浸水深 3.0m以上の区域にも立地しています。



### ■ 浸水継続時間（高潮）×避難所等

- 高潮による浸水継続時間は、多くの地域で12時間未満ですが、一部では浸水が1週間以上継続する地域がみられます。

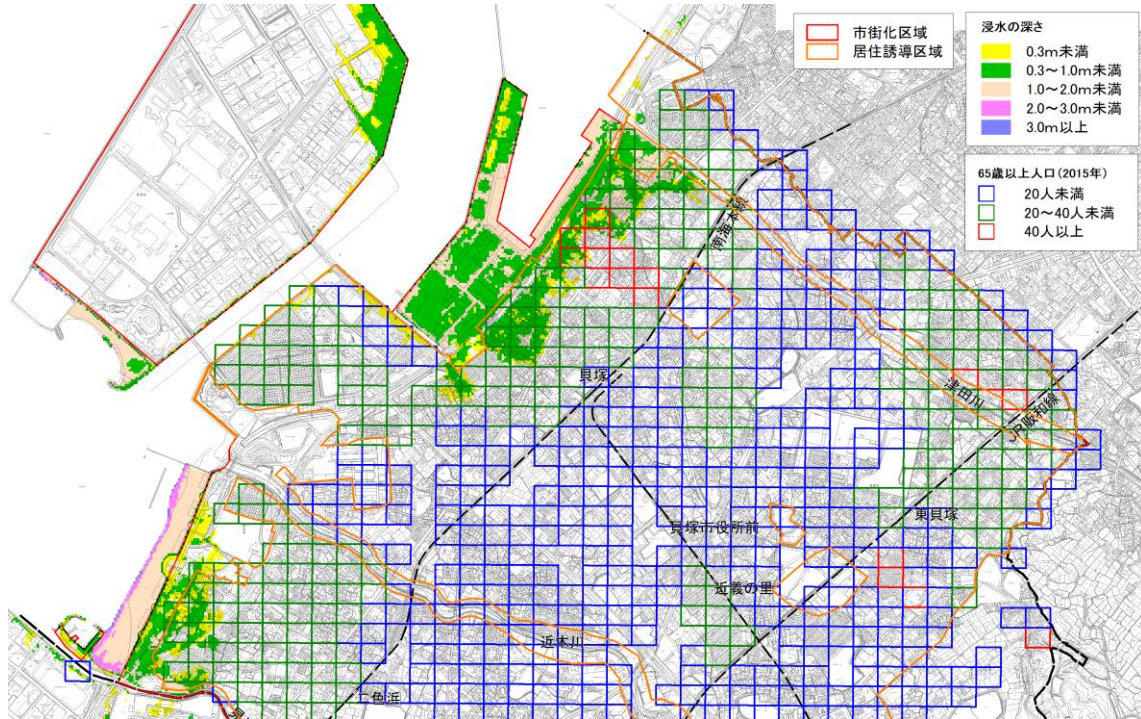




### 3) 津波

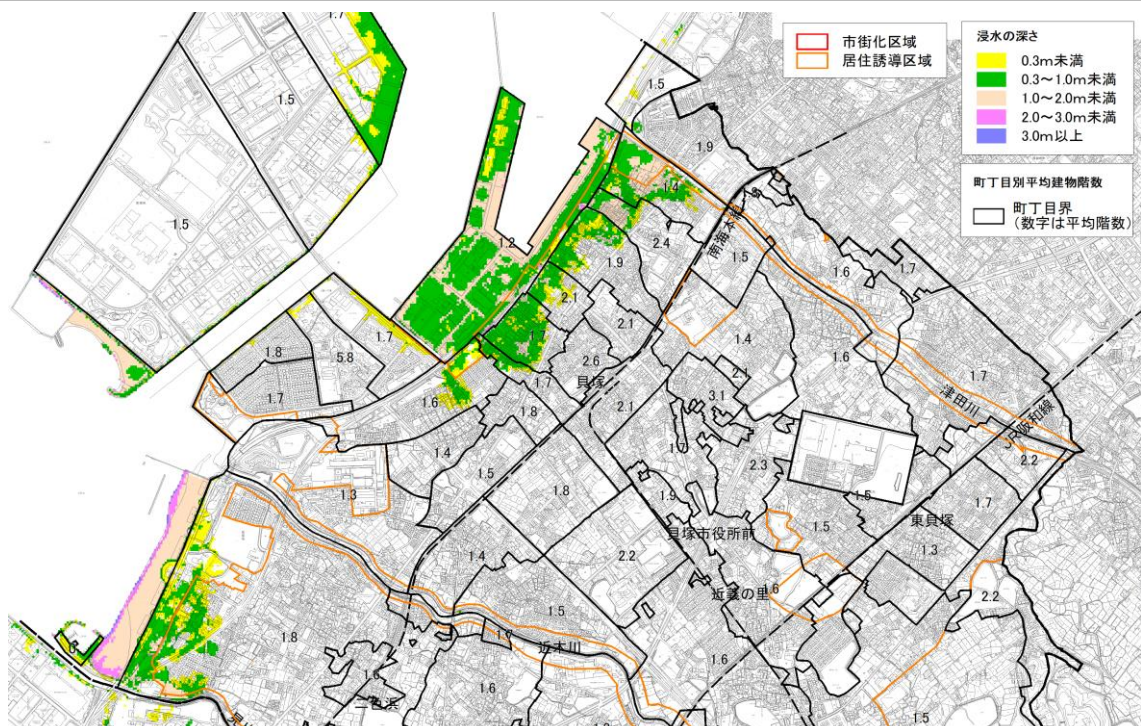
- 津波による浸水リスクは、居住誘導区域内においては、ほとんどが浸水深 1.0m未満となっていますが、津田川河口付近に、一部、浸水深 1.0m以上の区域がみられます。これらの地域は、高齢者が比較的多く居住するエリアと重なっています。

#### ■津波浸水想定×高齢者人口（平成 27（2015）年）



#### ■津波浸水想定×地区別平均建物階数

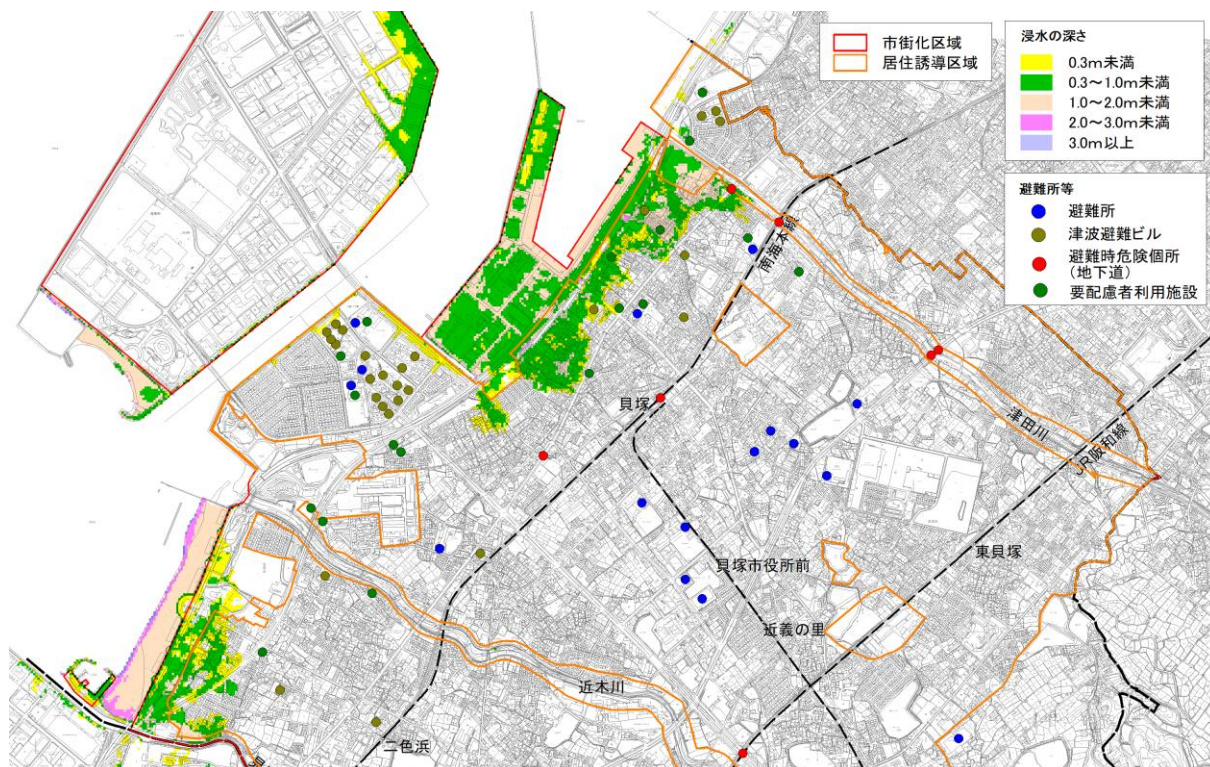
- 津波による浸水リスクは、居住誘導区域内においては、ほとんどが浸水深 1.0m未満となっていますが、津田川河口付近に、一部、浸水深 1.0m以上の区域がみられます。これらの地域では、建物の平均階数が 2 階未満の地区もみられます。





## ■津波浸水想定×避難所等

- 津波による浸水エリア内には、要配慮者利用施設が立地しています。

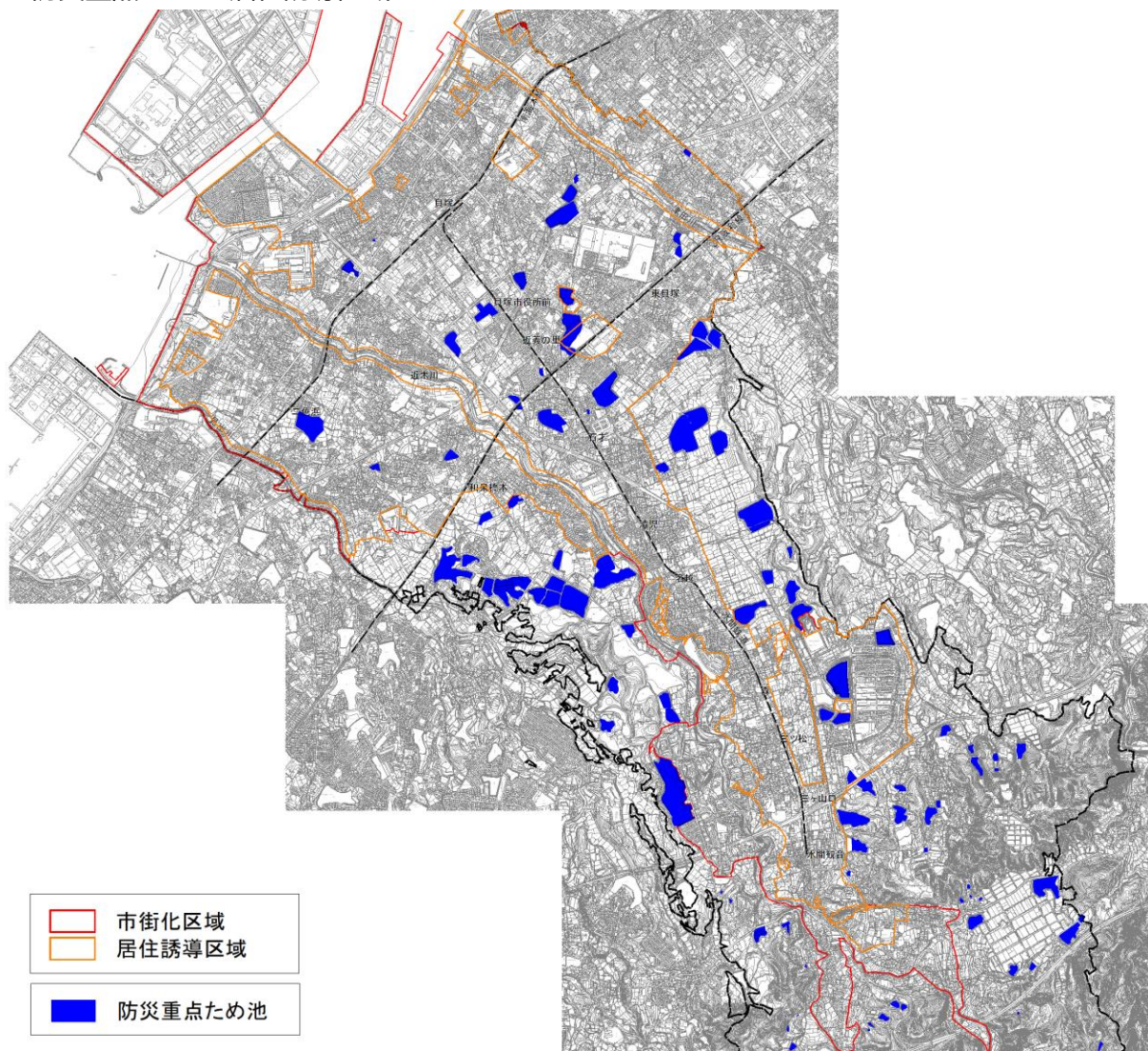




#### 4) ため池

- 大阪府内には約 3,900 個のため池があり、本市内にも約 140 個のため池があります。
- このうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在する防災重点ため池が、居住誘導区域内や周辺に存在しています。

#### ■ 防災重点ため池×居住誘導区域





## 4. 防災まちづくりにおける課題の整理

### 1) 洪水

本市では、主に津田川と近木川等の下流部に広がる浸水想定エリアに、比較的多数の高齢者が居住しています。また、低層の建物も多いため、今後も増大するであろう、気候変動に伴う大型台風の恒常化や集中豪雨等の水害リスクに備えるために、洪水を防ぐための「治水対策」と、洪水が起こったとしても命を守る「避難対策」を組み合わせた対策が必要です。

### 2) 高潮

本市の高潮による浸水エリアは、府道堺阪南線より海側の地域に広範囲に存在していますが、これらのエリアには比較的多数の高齢者が居住している他、低層の建物も多くみられます。一部には、浸水深が 3.0m を超える地域や、浸水継続時間が長時間にわたる地域もある他、避難所や要配慮者利用施設が浸水エリアに立地していること等から、海岸保全施設等のハード対策と、高潮が起こったとしても命を守る「避難対策」に加えて、立地の誘導や土地利用の規制などの総合的な対策を地域の状況に応じて取り組むことが必要です。

### 3) 津波

本市の津波による浸水リスクは、居住誘導区域内においては、ほとんどが浸水深 1.0m未満となっていますが、津田川河口付近に、一部、浸水深 1.0m以上の区域がみられます。これらの地域は、比較的多数の高齢者が居住している他、低層の建物も多いため、海岸保全施設等のハード対策や住民避難を中心に、市民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、ハード・ソフト施策を組み合わせた対策が必要です。

### 4) ため池

本市の防災重点ため池が決壊した場合の浸水エリア内には家屋、避難所、公共施設などが存在しているため、引き続き耐震診断、耐震工事やハザードマップの作成並びに情報提供を行い、防災・減災対策に取り組むことが必要です。



## 5. 取組みの方針

課題に対応した取組みの方針は以下のとおりです。

### 1) ハード対策

#### (1) 洪水

- 市が管理する河川における排水施設の新設や改築及び適正管理に努めます。
- 大阪府が管理する 2 級河川については、河道掘削や河川改修等による治水対策と維持管理を促進します。

#### (2) 高潮 (3) 津波

- 市及び大阪府は、高潮による海水の低地浸水や津波に備えて、防潮水門や防潮堤等海岸保全施設の点検と適切な維持管理に努めます。

#### (4) ため池

- 大規模地震などの災害による決壊に備えるため、ため池の管理者などと協議の上、下流の影響が特に大きい（防災重点）ため池においては耐震診断やその後の対策工事について検討を進めます。

### 2) 規制・誘導

#### (1) 洪水

- 耐水型都市づくりを推進するため、保水能力を持つ農地、ため池、緑地などの保全に努め、雨水貯留などの流出抑制を促進します。
- 流域内での開発については、流出量が増加しないよう、開発者に対して、大阪府が定める「調整池等流出抑制施設技術基準（案）」や「貝塚市開発指導要綱」等に基づき、調整池等の流出抑制施設を設置するなどの指導を行います。
- 水害防止に有効な雨水対策を進めるため、水田貯留の促進や公共施設における雨水利用、雨水浸透枡の設置に努めるとともに、家庭や事業所においても敷地内における浸透施設等の設置や雨水利用を促進します。

#### (2) 高潮 (3) 津波

- 浸水リスクが高い地域では、必要に応じて中長期的視点からの土地利用規制等により、地域住民の合意形成の熟度に応じた対策を検討します。

### 3) ソフト等対策

#### ■ 避難施設等の充実

- 避難施設（避難ビル等）の確保、整備に努めます。
- 災害時用備蓄倉庫の整備を進めます。

#### ■ 各種情報提供の充実

- 降雨時における雨量、水位、避難所の状況などの各種情報提供に努めます。
- 各種ハザードマップの周知と適宜見直しを行うとともに、福祉施設等の建設に際しては、ハザード等の情報提供を行い、適正な立地を促進します。



- ため池ハザードマップを順次作成し、ため池が決壊した場合の浸水エリアや避難対策等の情報提供を行うことにより、ため池下流住民の防災、減災の意識が向上するように努めます。
  - 職員用安否確認システム、公用携帯電話、防災行政無線等、多様な通信手段の整備に取り組みます。
- 行政間における相互応援体制の充実
- 近隣地域以外の自治体との間での大規模災害時相互応援協定の締結を推進します。
- 自主防災組織の活動促進と防災意識の啓発等
- 町会等と連携した自主防災組織の活動を促進します。
  - 防災訓練の実施等防災意識の啓発に努めます。
  - コミュニティタイムラインの策定地区の拡大を促進します。
  - 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と訓練を支援します。



種別	災害リスク				具体的な取組	実施主体	実施時期の目標			
	洪水	高潮	津波	ため池			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	備考
ハード対策	○				排水施設の新設・改築及び適正管理	市	←			
	○				2級河川の治水対策(河道掘削・河川改修等)・維持管理の促進	府	←			
		○	○		防潮堤等海岸保全施設の耐震対策や適切な点検、維持管理	府、市	←			
				○	防災重点ため池の耐震診断・耐震工事	府、市	←	→	耐震診断	耐震工事
規制・誘導	○				保水能力を持つ農地、ため池、緑地などの保全による流出抑制の促進	市	←			
	○				大阪府が定める「調整池等流出抑制施設技術基準(案)」や「貝塚市開発指導要綱」等に基づく流出抑制の指導	市	←			
	○				公共施設における雨水利用、雨水浸透柵の設置	市	←			
	○				家庭や事業所における浸透施設等の設置や雨水利用の促進	市	←			
		○	○		浸水リスクが高い地域に対する土地利用規制等の検討	市	←	→	検討	導入協議
凌ぐ(ソフト等)対策		○	○		避難施設(避難ビル等)の確保、整備	市	←			
	○	○	○		災害時用備蓄倉庫の整備	市	←			
	○	○	○	○	降雨時における雨量、水位、避難所の状況などの各種情報提供	市	←			
	○	○	○	○	各種ハザードマップの周知と適宜の見直し	市	←			
	○	○	○	○	福祉施設等の建設に際しての、ハザード等の情報提供	市	←			
				○	ため池ハザードマップの作成	市	←			
	○	○	○		防災行政無線等、多様な通信手段の整備	市	←			
	○	○	○		近隣地域以外の自治体との間での大規模災害時相互応援体制の拡大	市	←			
	○	○	○		町会等と連携した自主防災組織の活動促進	市	←			
	○	○	○		防災訓練の実施等防災意識の啓発	市	←			
○	○	○		コミュニティタイムラインの策定地区の拡大	市	←				
○	○	○	○	要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援及び訓練支援	市	←				



## 6. 目標値の設定

市民アンケート（P51 参照）によると、まちづくりに関する 8 つの分野の中でも防災・防犯分野に関する満足度が低くなっていることから、今後、防災指針に基づく取組みを進めることで、防災分野の満足度の向上をめざすことを目標とします。

評価指標	基準値	目標値
	令和 3（2021）年	令和 14（2032）年度
防災分野に関する満足度※	-0.20	-0.06

※市民アンケートでは、防災・防犯分野として、下記の 6 項目を統合した満足度を算出しているため、防災分野として下表（その 1）の 1～5 の満足度を算出すると-0.20（その 2）となっています。今後、防災指針に基づく取組みを進めることで、下表（その 1）の 1～5 で「不満・やや不満」と回答した方のうち半数の方が 1 ランクずつ満足寄りになることをめざします。それにより、防災分野の満足度が 0.14 ポイント向上するため、この値を目標とします。

### 参考

#### （その 1）市民アンケートによる設問項目

防 災 ・ 防 犯	1. 建物の耐震化や不燃化の促進	} 1～5 の項目を防災分野としています
	2. 地震災害などによる被害の軽減や救助体制の充実	
	3. 水害やがけ崩れ対策の充実	
	4. 防災マップや避難マニュアルなどの情報提供	
	5. 地域防災・防犯活動への支援	
	6. 防犯灯の充実	

#### （その 2）

満足度は、下記のとおり 2 点～-2 点の評価点を付与し、回答者数で割って算出

満足	+2 点
ほぼ満足	+1 点
どちらともいえない	0 点
やや不満	-1 点
不満	-2 点



# 第8章 計画実現に向けて

## 1. 計画の評価と進捗管理の考え方

本計画の実現に向けて、より効果を高めるための目標値を設定します。

本計画の目標年は、おおむね 20 年後としていますが、社会情勢の変化や上位関連計画の改訂等に適切に対応するために、目標値はおおむね 10 年後を想定して設定します。

また、施策の進捗状況やその効果の発現等について、各年単位でのモニタリングを継続的に実施するとともに、概ね 5 年ごとに施策・事業の実施状況について調査・分析及び評価を行います。

さらに、社会経済情勢やニーズの変化等も踏まえ、計画の妥当性を精査・検証したうえで、必要に応じて計画を見直します。

## 2. 目標値の設定

まちづくりの方針、誘導方策、誘導施策に応じた評価指標を設定します。

- ・ 目標値は客観的・定量的な指標とします。
- ・ 継続して時系列で収集・分析が可能な統計データを使用します。

### 1) 基本方針 1 「快適で安全に暮らせる居住環境の確保」に関する目標値

本市の居住誘導区域全体の人口密度は、66 人/ha（平成 27 年）です。

今後、本市の人口は減少すると推定されていますが、都市計画運用指針（国土交通省）では、「土地利用密度の低い地域であっても 1ha 当たり 60 人以上とすることを基本とすることが望ましい」と示されていることから、目標値については、立地適正化計画の推進により、居住誘導区域内の人口密度を 60 人/ha とすることをめざします。

現状のまま推移した場合、居住誘導区域の人口密度は 10 年後に 57 人/ha にまで低下すると推計されますが、本計画の推進による社会増をめざし、居住誘導区域内における人口が「現状のまま推移した場合」と比べて、年間約 300 人増となるよう居住を促進することにより、10 年後の人口密度が 60 人/ha となるように目標値を設定します。

評価指標	基準値 平成 27（2015）年	目標値 令和 12（2030）年度
居住誘導区域内人口密度	66 人/ha	60 人/ha

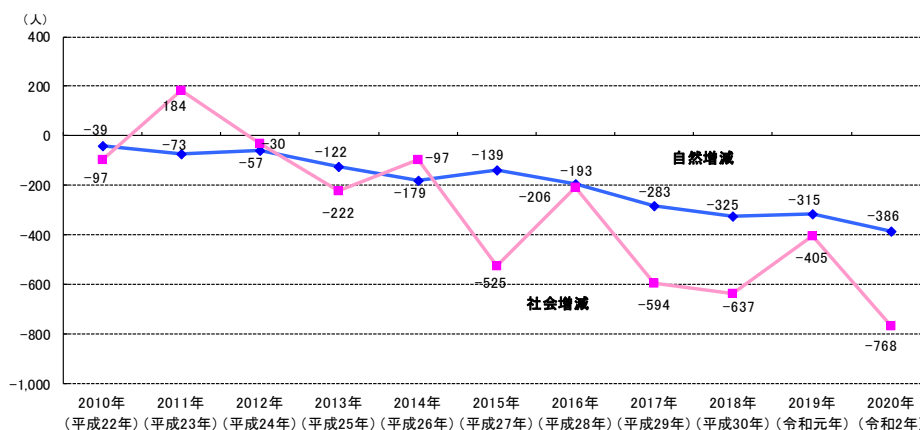
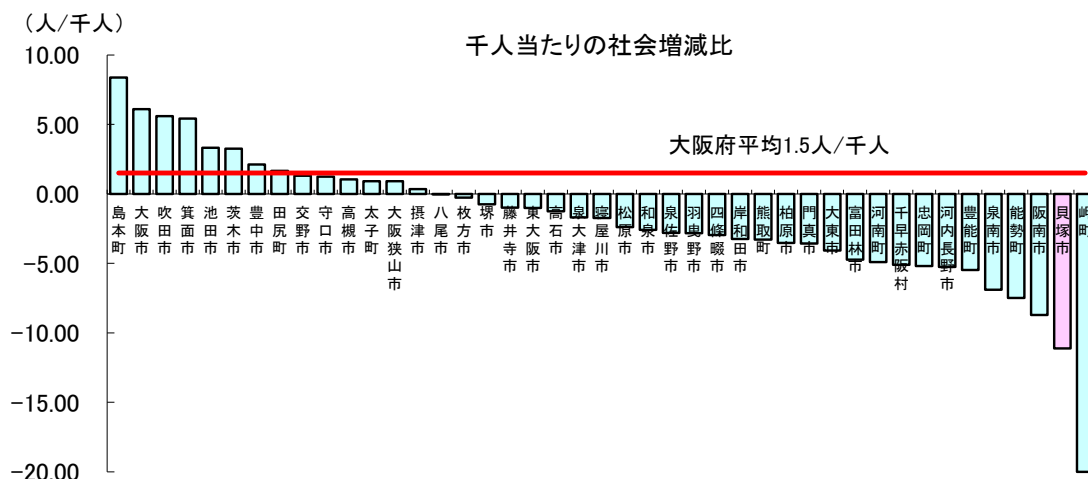


図 自然動態、社会動態の推移

資料：住民基本台帳（貝塚市統計書）





資料：「統計でみる市区町村のすがた（2020年）」（総務省）

## 2) 基本方針2 「拠点の特性に応じた都市機能の充実」に関する目標値

誘導施設は、市民の日常生活の維持・向上に寄与するため、現在立地する誘導施設の立地を維持することが必要です。このことから、誘導施設として位置づける施設数を維持することをめざします。

評価指標	基準値 令和4（2022）年	目標値 令和14（2032）年度
誘導施設の施設数	28	現状維持 <sup>※</sup>

※現況の立地施設については、その数を維持する。

## 3) 基本方針3 「誰もが移動しやすい交通環境の維持・向上」に関する目標値

居住誘導区域への居住の誘導や公共交通利用環境の向上の取組みにより、公共交通のサービス水準が継続的に維持され、中長期的に公共交通の利用者数も維持されることをめざします。

評価指標	基準値 <sup>※</sup> 令和元（2019）年	目標値 令和14（2032）年度
公共交通の利用者数 <sup>※</sup> の人口に占める比率	57%	61%

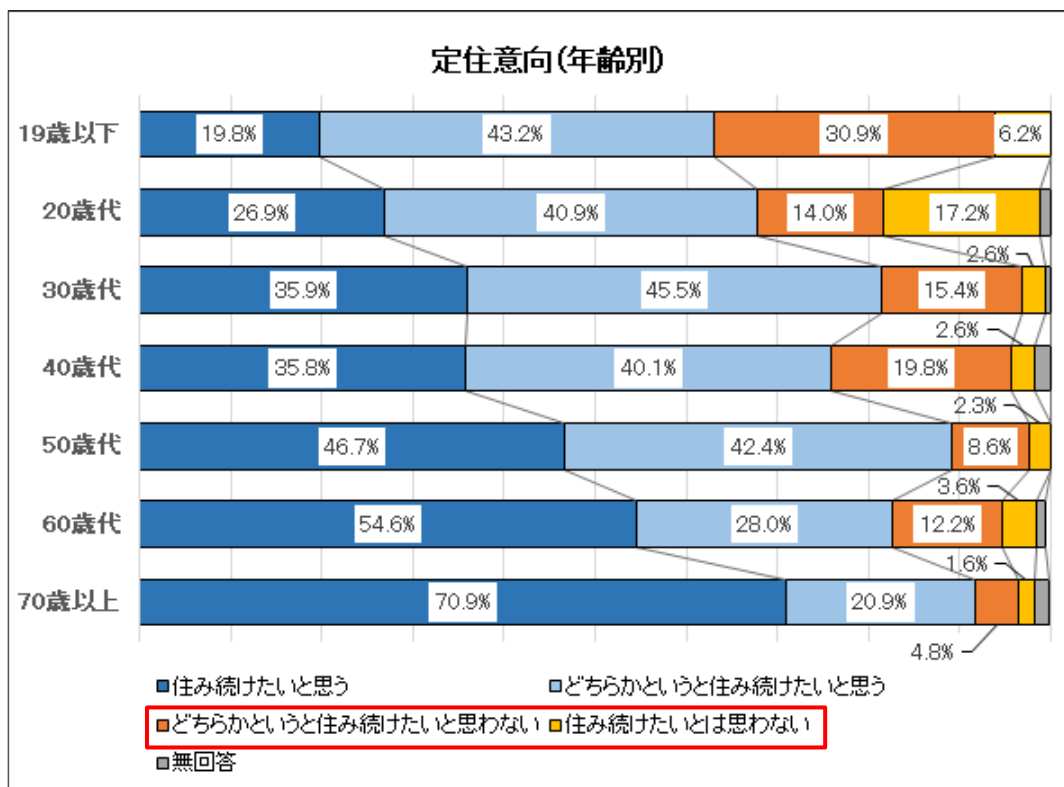
※ 公共交通利用者は鉄道、バス、タクシー等の利用者とし、基準値は、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮して、令和元（2019）年とする。



### 3. 期待される効果

前項で評価した目標値が達成されることにより、都市の魅力が向上し、定住意向の向上が期待されます。

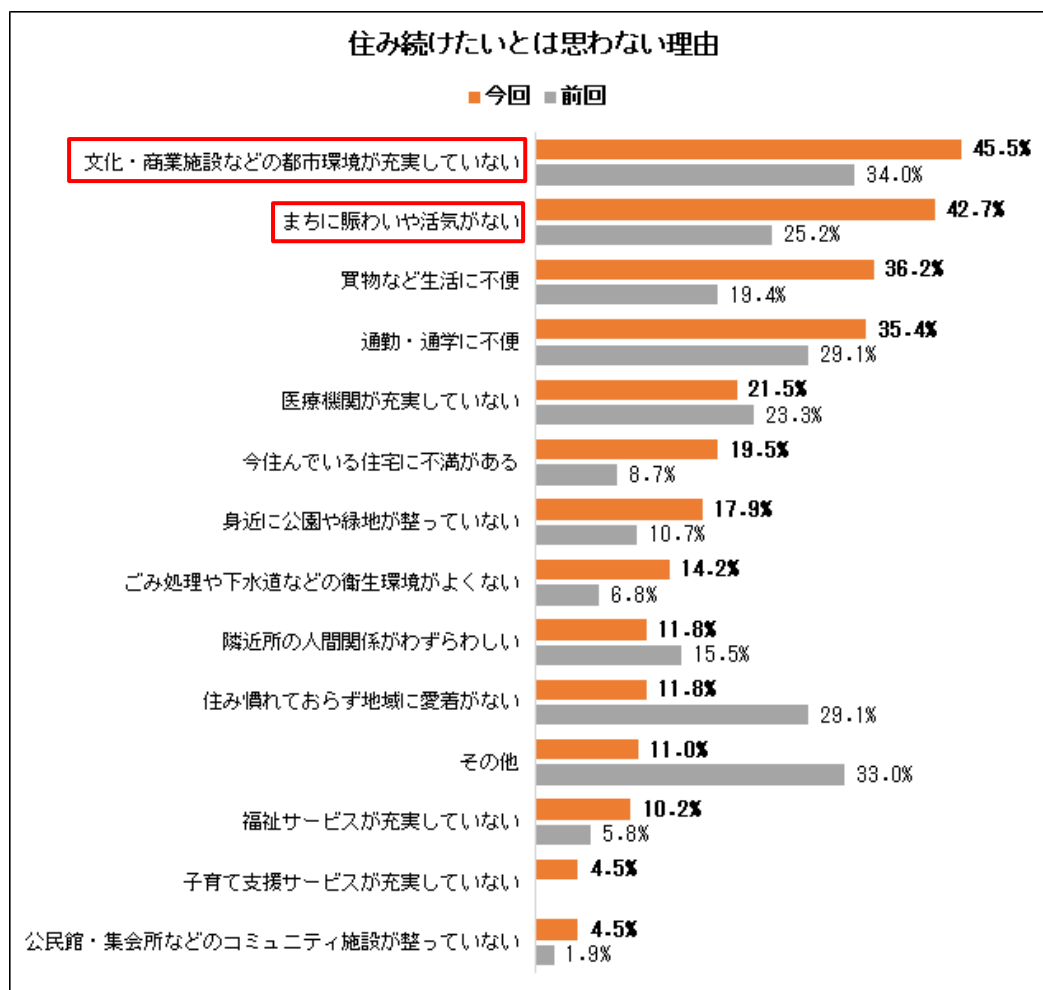
令和元年に実施したアンケートによると、現在、貝塚市に「住み続けたいとは思わない」理由として、「文化・商業施設などの都市環境が充実していない」と「まちに賑わいや活気がない」が大きな原因であるため、計画目標年に合わせて、以下の効果指標を達成されているか検証します。



資料：第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定のための  
市民アンケート調査結果報告書（令和2年2月）



前回の平成27年に実施した調査と比較して、今回の調査で「文化・商業施設などの都市環境が充実していない」と「まちに賑わいや活気がない」との回答が合わせて29ポイント増加していることから、期待される効果を『定住意向の向上』とし、その目標を前回調査時の水準まで戻すこととします。



資料：第2期貝塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定のための  
市民アンケート調査結果報告書（令和2年2月）

表 期待される効果

指標	指標の説明	基準値 令和2（2020）年	目標値 令和14（2032）年度
住み続けたいと思わない理由	「文化・商業施設などの都市環境が充実していない」と答える人の割合を2015年のアンケート結果の水準に戻す	約46%	34%
	「まちに賑わいや活気がない」と答える人の割合を2015年のアンケート結果の水準に戻す	約43%	25%